

輸出先国制限の公表 拠粹

○農林水産省告示第七百一十六号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第十一条の二第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年五月十五日

農林水産大臣 江藤 拓

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30876号 令和7年5月15日	Oryza sativa L.	あいちのこころ	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。